

主治医 様

海星中学校・高等学校

年 組 番 生徒名

保護者より学校において予防すべき感染症罹患の連絡がありました。この場合、学校保健安全法及び同施行規則により出席停止及びその期間が定められています。なお、同法規則第19条第2項の中に「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。」とされています。

学校内での伝播、感染の予防に万全を期したいと思いますので、お手数をおかけしますが、下記にご記入いただき、本人（保護者）に持たせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

海星中学校・高等学校長

.....

登校許可証明書

年 組 番 生徒名

○ 病名

○ 出席停止期間 年 月 日 より 年 月 日 まで

上記の者は、罹患加療中のところ、学校保健安全法の基準により、感染のおそれがないと認め、登校して差し支えないことを証明する。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

学校確認欄 生徒 → 担任□ → 教務□ → 保健□ → 副教頭□ → 教頭□ → 校長□

～ 参考にしてください ～

学校感染症の出席停止の基準

第2種の感染症	出席停止期間の基準
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト
マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア
重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎
その他感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑
ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎など）

～ 登校許可証明書について ～

主治医より登校の許可が出ましたら、医療機関で記入をしていただき、学級担任まで提出をしてください。